

# 過疎対策の現状と課題



平成29年7月18日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

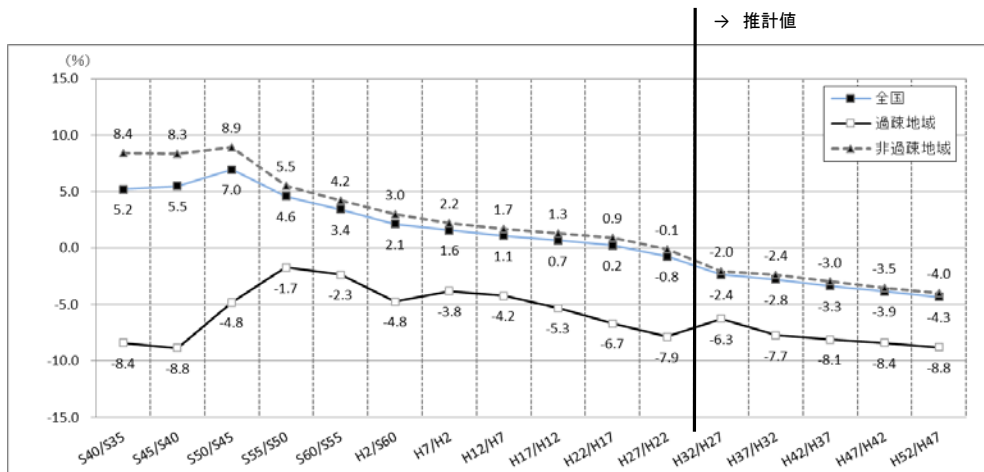
# 過疎地域の現状等について

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎法のもとで、公共施設の整備などに一定の成果。
- しかし、過疎地域では、公共施設の整備水準等について全国との差がなお存在するほか、財政状況は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面。
- 一方、過疎地域は、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有しており、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが必要。
- こうしたことを踏まえ、現行法では、過疎対策事業債をソフト事業へも活用可能にするなど、時代に対応した実効性ある対策を講じるための措置を規定。

## 過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
市町村数(平29.4.1)	817	1,718	47.6%
人口(平27国調:万人)	1,088	12,709	8.6%
面積(平27国調:km <sup>2</sup> )	225,468	377,971	59.7%

## 5年間人口増減率の推移(全国、過疎地域、非過疎地域)



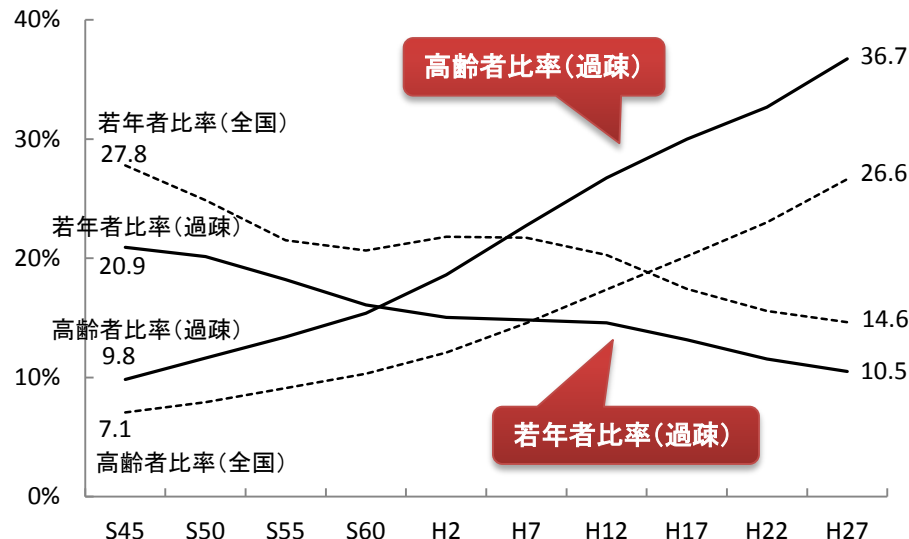
- (備考) 1: 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 2: 過疎地域は、一部過疎市町村を除く。  
 3: 平成27年までの人口は、国勢調査による。  
 4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。  
 5: 福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口をベースに、福島県全体の将来推計人口の増減率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を用いて推計した。

## 年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国
0~14歳の人口割合	10.7%	12.6%
15~29歳の人口割合	10.5%	14.6%
65歳以上の人口割合	36.7%	26.6%

(備考) ①平成27年国勢調査による。 ②過疎地域は、平成29年4月1日現在。

## 高齢者比率及び若年者比率の推移



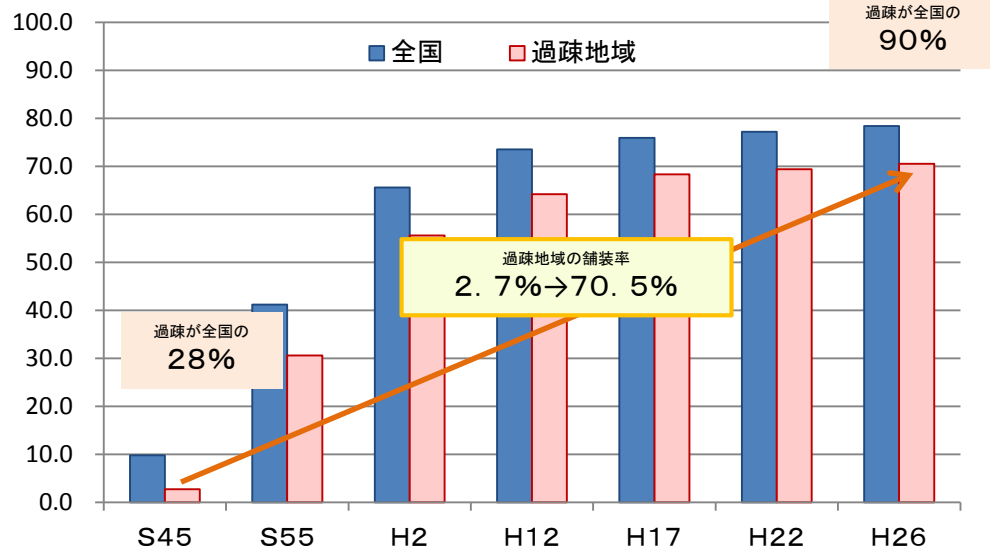
(備考) ①国勢調査による。 ②過疎地域は、平成29年4月1日現在。

# これまでの各過疎対策法の背景・考え方

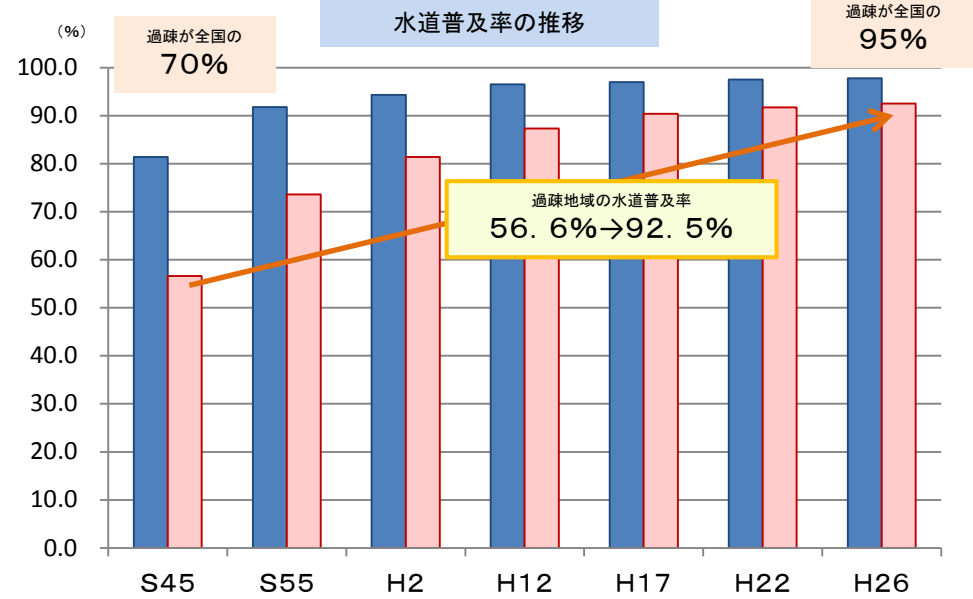
法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の過度の減少防止</li> <li>・地域社会の基盤を強化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の振興</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の活性化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の自立促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> <li>・美しく風格ある国土の形成</li> </ul>	
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収</li> <li>・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の就業機会や医療の不足</li> <li>・若年層を中心とした人口流出による高齢化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中</li> <li>・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行・自然減の重みの増大</li> <li>・農林水産業の著しい停滞</li> <li>・集落存続危機</li> <li>・引き続き若年者の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい高齢化の進行</li> <li>・身近な生活交通の不足</li> <li>・地域医療体制の弱体化</li> <li>・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の対策</li> <li>・生活環境におけるナショナルミニマムの確保</li> <li>・開発可能な地域に産業基盤等を整備</li> <li>・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善</li> <li>・総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「振興を図る」から「活性化を図る」へ</li> <li>・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視</li> <li>・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能</li> <li>・「活性化」から「自立促進」</li> <li>・個性を発揮して自立できる地域社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6%</li> <li>・集会施設整備80%</li> <li>・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5%</li> <li>・生活安定と福祉向上</li> <li>・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)</li> </ul>	

# 過疎対策による施設の整備状況の推移

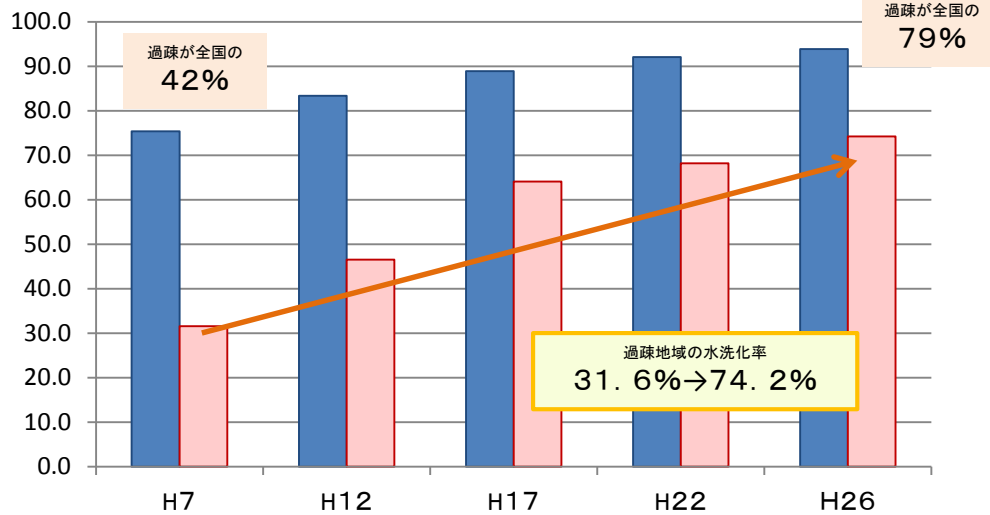
## 市町村道の舗装率の推移



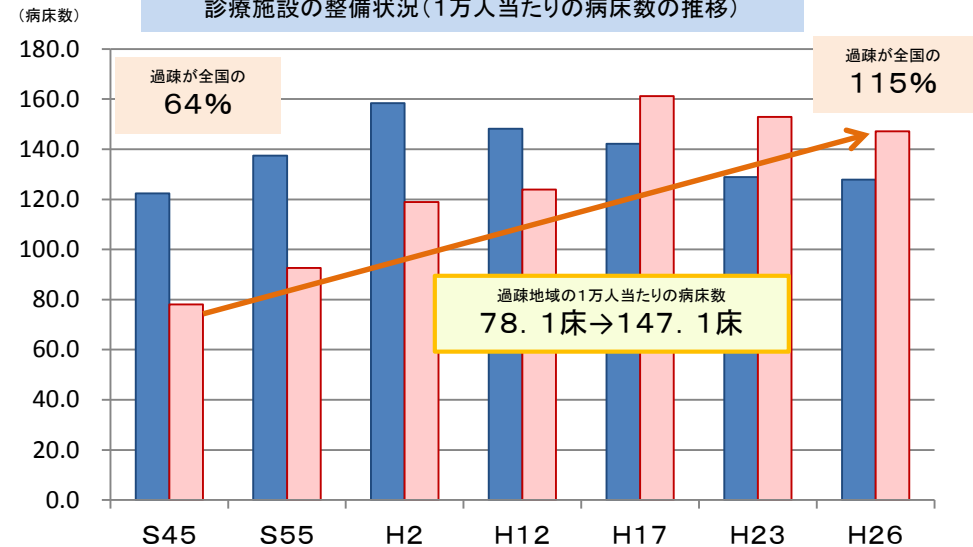
## 水道普及率の推移



## 水洗化率の推移



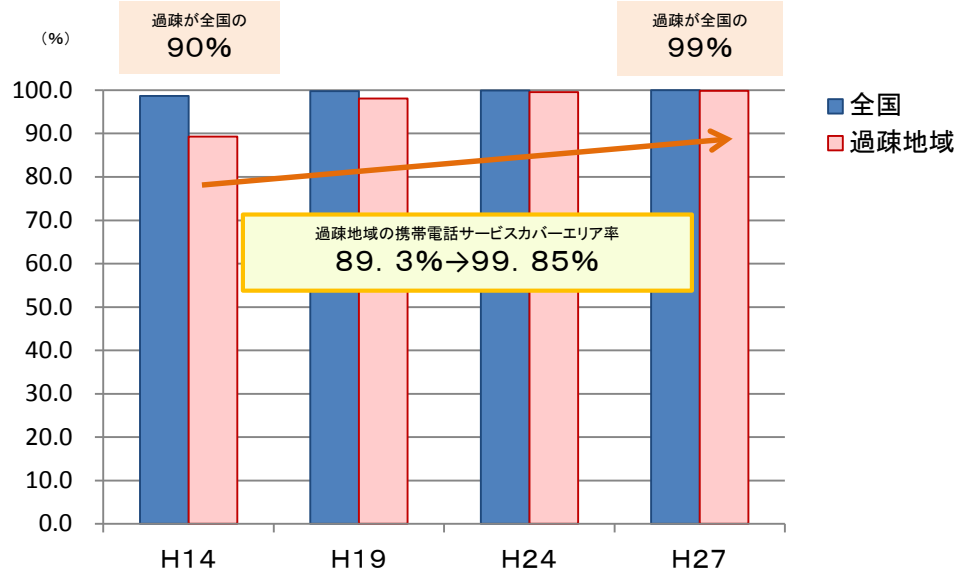
## 診療施設の整備状況(1万人当たりの病床数の推移)



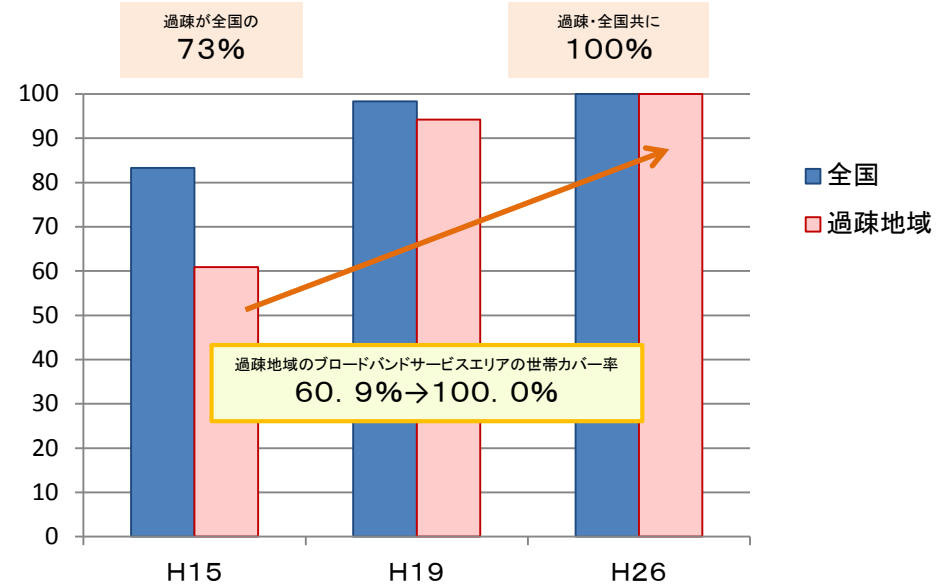
(備考) 過疎対策の現況よりデータを引用し、過疎地域については、当時のものによる

# 過疎対策による施設の整備状況の推移

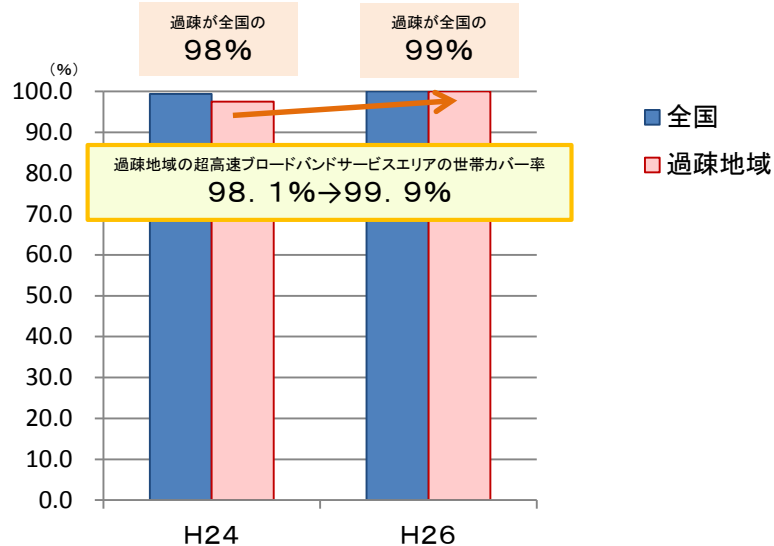
携帯電話サービスカバーエリア率  
(夜間人口ベース)



ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率

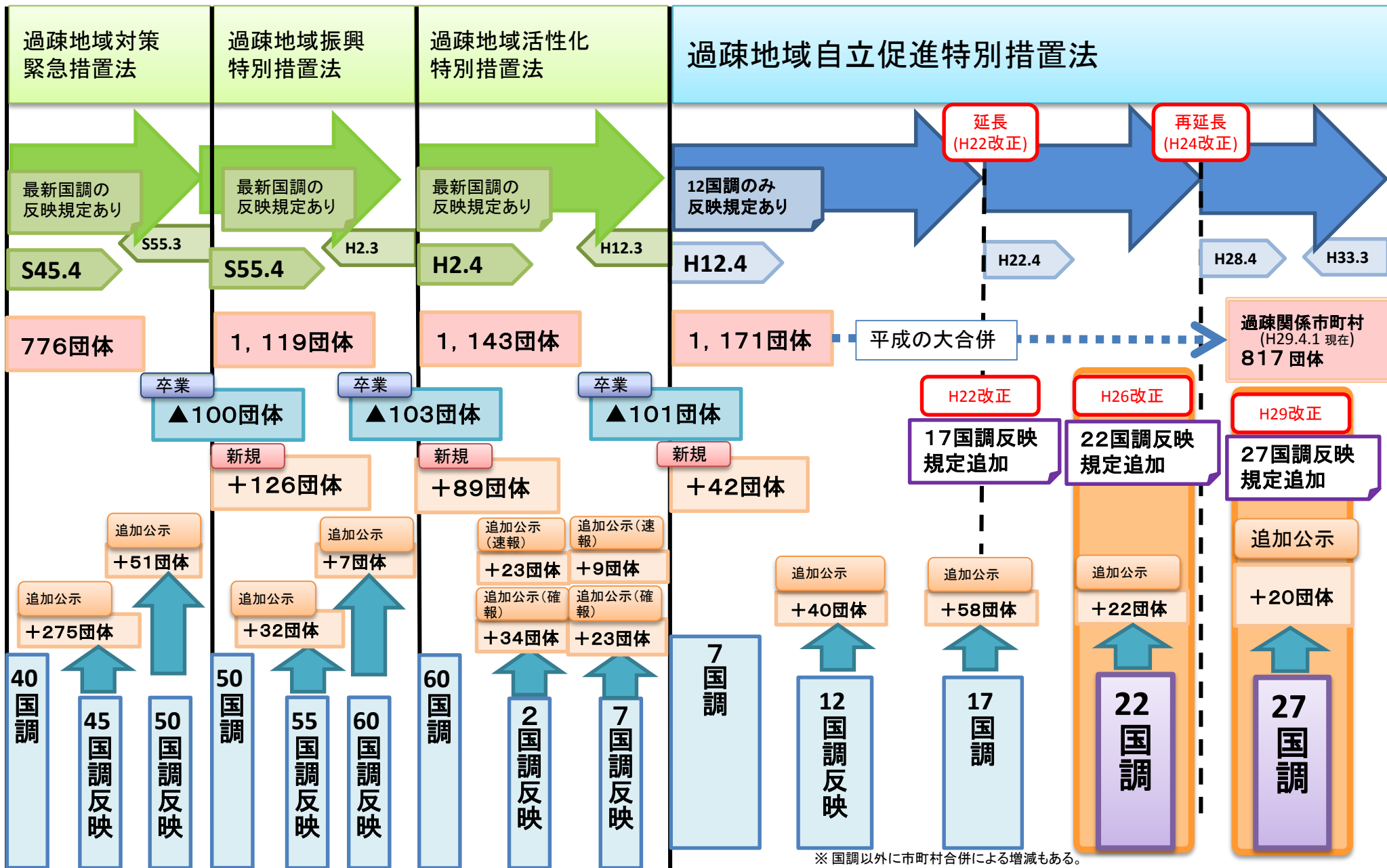


超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率



- (備考) 1 過疎対策の現況よりデータを引用し、過疎地域については、当時のものによる。
- 2 ブロードバンドサービス: FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3. 5世代携帯電話。
- 3 超高速ブロードバンドサービス: FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)。
- 4 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したものの。なお、小数点以下第2位で四捨五入しているため、全国及び過疎関係市町村ともに、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率は100.0%となっているが、相当数の利用不可能世帯数は存在している。

# 過疎法における国勢調査結果の反映



※ 国調以外に市町村合併による増減もある。

# 過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域の要件（基準値）の考え方

※ 過疎地域自立促進特別措置法制定時の考え方(平成7年国勢調査)

## 人口要件(いずれかに該当)

① S35年～H7年(35年間)の人口減少率 30%以上

○昭和35年を起点とした人口減少率「30%以上」の採用

- ・ 昭和35年は、過疎化現象が顕著となり始めた時点であり、過疎問題の原点となる年次。
- ・ 「30%」 昭和35年から平成7年までの35年間の人口減少団体の平均人口減少率31.38% (整数化)

② S35年～H7年(35年間)の人口減少率 25%以上  
かつ 高齢者比率(65歳以上) 24%以上

○人口減少率25%(5%緩和)

○高齢者比率「24%以上」

○若年者比率「15%以下」

- ・ 高齢化・若年者の流出により活力低下が深刻化している地域を考慮。
- ・ 「24%以上」 昭和35年から平成7年まで(35年間)人口減少団体の平成7年平均値24.11% (整数化)
- ・ 「15%以下」 昭和35年から平成7年まで(35年間)人口減少団体の平成7年平均値14.26% (整数化)

③ S35年～H7年(35年間)の人口減少率 25%以上  
かつ 若年者比率(15歳以上30歳未満) 15%以下

\* ①②③の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

○25年間での人口増加10%以上の団体を除く

- ・ 長期的な人口減少傾向を要件とする結果、近年において人口増加傾向にある団体が含まれることとなる。相当の期間でみて人口が増加している団体を除外。

④ S45年～H7年(25年間)の人口減少率 19%以上

○昭和45年を起点とした人口減少率「19%以上」の採用

- ・ 35年間という長期での人口減少団体だけでなく、比較的近年に大きな人口減少を生じている団体も深刻な問題。
- ・ 「19%以上」 昭和45年から平成7年までの25年間の人口減少団体の平均人口減少率19.56% (整数化)

かつ

## 財政力要件

財政力指数(H8～H10の平均) 0.42 以下  
かつ  
公営競技収益 13億円以下

○財政力指数・公営競技収益

- ・ 「財政力指数0.42以下」 全市町村の3力年平均値(平成8年～平成10年)0.4125
- ・ 「公営競技収益13億円以下」 地方財政法に基づき公営競技収益が「一定金額(控除額)」を超えた場合(13億円)に納付金を納付することとされていることを勘案



# 過疎地域の要件

		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		H7国調反映	H12国調反映	H17国調反映	H22国調反映	H27国調反映
人口要件	長期要件	<p>35年間(S35～H7)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S35～H7)の人口減少率25%以上かつ                      H7の高齢者比率24%以上                      又は                      H7の若年者比率15%以下</p> <p>※ 25年間(S45～H7)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>35年間(S40～H12)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S40～H12)の人口減少率25%以上かつ                      H12の高齢者比率24%以上                      又は                      H12の若年者比率15%以下</p> <p>※ 25年間(S50～H12)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S35～H17)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S35～H17)の人口減少率28%以上かつ                      H17の高齢者比率29%以上                      又は                      H17の若年者比率14%以下</p> <p>※ 25年間(S55～H17)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S40～H22)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S40～H22)の人口減少率28%以上かつ                      H22の高齢者比率32%以上                      又は                      H22の若年者比率12%以下</p> <p>※ 25年間(S60～H22)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S45～H27)の人口減少率32%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S45～H27)の人口減少率27%以上かつ                      H27の高齢者比率36%以上                      又は                      H27の若年者比率11%以下</p> <p>※ 25年間(H2～H27)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>
	中期要件	<p>25年間(S45～H7)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S50～H12)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S55～H17)の人口減少率17%以上</p>	<p>25年間(S60～H22)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(H2～H27)の人口減少率21%以上</p>
財政力要件	財政力指数	0.42以下 (H8～H10の3か年平均)	0.42以下 (H10～H12の3か年平均)	0.56以下 (H18～H20の3か年平均)	0.49以下 (H22～H24の3か年平均)	0.5以下 (H25～H27の3か年平均)
	公営競技収益	13億円以下	13億円以下	20億円以下	40億円以下	40億円以下

※ 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

※ 高齢者は65歳以上、若年者は15～29歳



# 過疎法の当初・追加公示に係る人口減少要件判定期間等について

過疎法		反映した 国勢調査	期間	人口減少要件判定期間													
				S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27		
緊急措置法 (S45~S54)	最新国調の 反映規定あり	S40年国調	5年間	S35国調	S40国調												
				S45年国調	S40国調	S45国調											
				S50年国調	S45国調	S50国調											
人口減少要件 10%以上	財政力要件 0.4未満	S50年国調	15年間	S35国調	S40国調	S45国調	S50国調										
				S55年国調	S40国調	S55国調											
				S60年国調	S45国調	S60国調											
振興法 (S55~H1)	最新国調の 反映規定あり	S60年国調	25年間	S35国調	S40国調	S45国調	S60国調										
				H2年国調	S40国調	H2国調											
				H7年国調	S45国調	H7国調											
活性化法 (H2~H11)	最新国調の 反映規定あり	H7年国調	長期要件 (35年間)	S85国調													
				H7年国調	S45国調												
				H12年国調	S40国調												
自立促進法(改正前) (H12~H21)	12国調のみ 反映規定あり	H12年国調	中期要件 (25年間)	S50国調													
				H12年国調													
				H17年国調													
自立促進法(H22改正後) (H22~H32)	国調 反映規定なし	H22年国調	長期要件 (45年間)	S85国調													
				H22年国調	S40国調												
				H27年国調	S45国調												
人口減少要件 長期:33%以上 中期:19%以上	財政力要件 0.56以下	H27年国調	中期要件 (25年間)	S60国調													
				H27年国調													
				H27年国調													
人口減少要件 長期:33%以上 中期:19%以上	財政力要件 0.49以下	H27年国調	長期要件 (45年間)	S45国調													
				H27年国調													
				H27年国調													
人口減少要件 長期:32%以上 中期:21%以上	財政力要件 0.5以下	H27年国調	中期要件 (25年間)	S45国調													
				H27年国調													
				H27年国調													

新法が制定されるまでの間においては、人口減少要件の判定期間はスライド。(同一の期間の指標で判断)

新法制定時に、判定期間の起点をS35国調に戻す。  
※H22改正は、新法扱い。

# 都道府県別過疎関係市町村数（平成29年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)
北海道	179	149	144	0	5
青森	40	29	23	1	5
岩手	33	24	20	1	3
宮城	35	10	7	0	3
秋田	25	23	18	4	1
山形	35	21	18	2	1
福島	59	31	27	1	3
茨城	44	5	2	0	3
栃木	25	4	3	0	1
群馬	35	14	9	0	5
埼玉	63	4	2	0	2
千葉	54	7	6	0	1
東京	39	6	6	0	0
神奈川	33	1	1	0	0
新潟	30	14	9	1	4
富山	15	4	3	0	1
石川	19	10	6	0	4
福井	17	6	3	0	3
山梨	27	15	7	0	8
長野	77	37	29	0	8
岐阜	42	14	7	1	6
静岡	35	9	5	0	4
愛知	54	5	3	0	2
三重	29	9	7	0	2

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)
滋賀	19	2	0	0	2
京都	26	10	7	1	2
大阪	43	1	1	0	0
兵庫	41	10	7	0	3
奈良	39	18	18	0	0
和歌山	30	18	15	2	1
鳥取	19	12	8	0	4
島根	19	19	15	2	2
岡山	27	20	13	1	6
広島	23	16	10	0	6
山口	19	12	6	0	6
徳島	24	13	11	0	2
香川	17	8	6	0	2
愛媛	20	17	11	1	5
高知	34	28	24	0	4
福岡	60	21	16	2	3
佐賀	20	9	5	0	4
長崎	21	13	10	1	2
熊本	45	27	22	2	3
大分	18	16	12	1	3
宮崎	26	17	13	0	4
鹿児島	43	41	35	0	6
沖縄	41	18	17	1	0
全国	1,718	817	647	25	145

- (備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在  
 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。  
 3 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	
市	279
町	410
村	128

# 過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について

平成14年 4月 1日 1,210市町村  
↓  
平成29年 4月 1日 817市町村

過疎地域市町村の市町村合併があった場合  
(過疎地域市町村と非過疎市町村の合併、過疎地域市町村同士の合併)

新たな市町村について判定

過疎地域の要件 (2条1項) (人口要件・財政力要件)

該当する (2条1項適用)

全域が過疎地域市町村 (647市町村)

該当しない

## 過疎地域とみなす要件(33条)

規模要件：廃置分合等前の過疎地域市町村の人口が1/3以上または、廃置分合等前の過疎地域市町村の面積が1/2以上  
かつ 社会基盤の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること

人口要件：S35年～H7年の35年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日以前の合併)  
S40年～H12年の35年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日～22.3.31以前の合併)  
S35年～H17年の45年間の人口が減少 (22.4.1～26.3.31以前の合併)  
S40年～H22年の45年間の人口が減少 (26.4.1以後の合併)  
S45年～H27年の45年間の人口が減少 (29.4.1以後の合併)  
かつ S45年～H7年の25年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日以前の合併)  
S50年～H12年の25年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日～22.3.31以前の合併)  
S55年～H17年の25年間の人口が減少 (22.4.1～26.3.31以前の合併)  
S60年～H22年の25年間の人口が減少 (26.4.1以後の合併)  
H2年～H27年の25年間の人口が減少 (29.4.1以後の合併)

財政力要件：廃置分合等前3か年平均の財政力指数  
0.42 以下 (22.3.31以前の合併)  
0.56 以下 (22.4.1～26.3.31以前の合併)  
0.49 以下 (26.4.1以後の合併)  
0.63 以下 (29.4.1以後の合併)

該当する (33条1項適用)

全域を過疎地域市町村とみなす  
(いわゆる「みなし過疎」) (25市町村)

※財政力要件のみ該当しない場合

※ 財政力指数  
0.42～0.71以下 (22.3.31以前の合併)  
0.56～0.70以下 (22.4.1～26.3.31以前の合併)  
0.49～0.62以下 (26.4.1～29.3.31以前の合併)

該当する

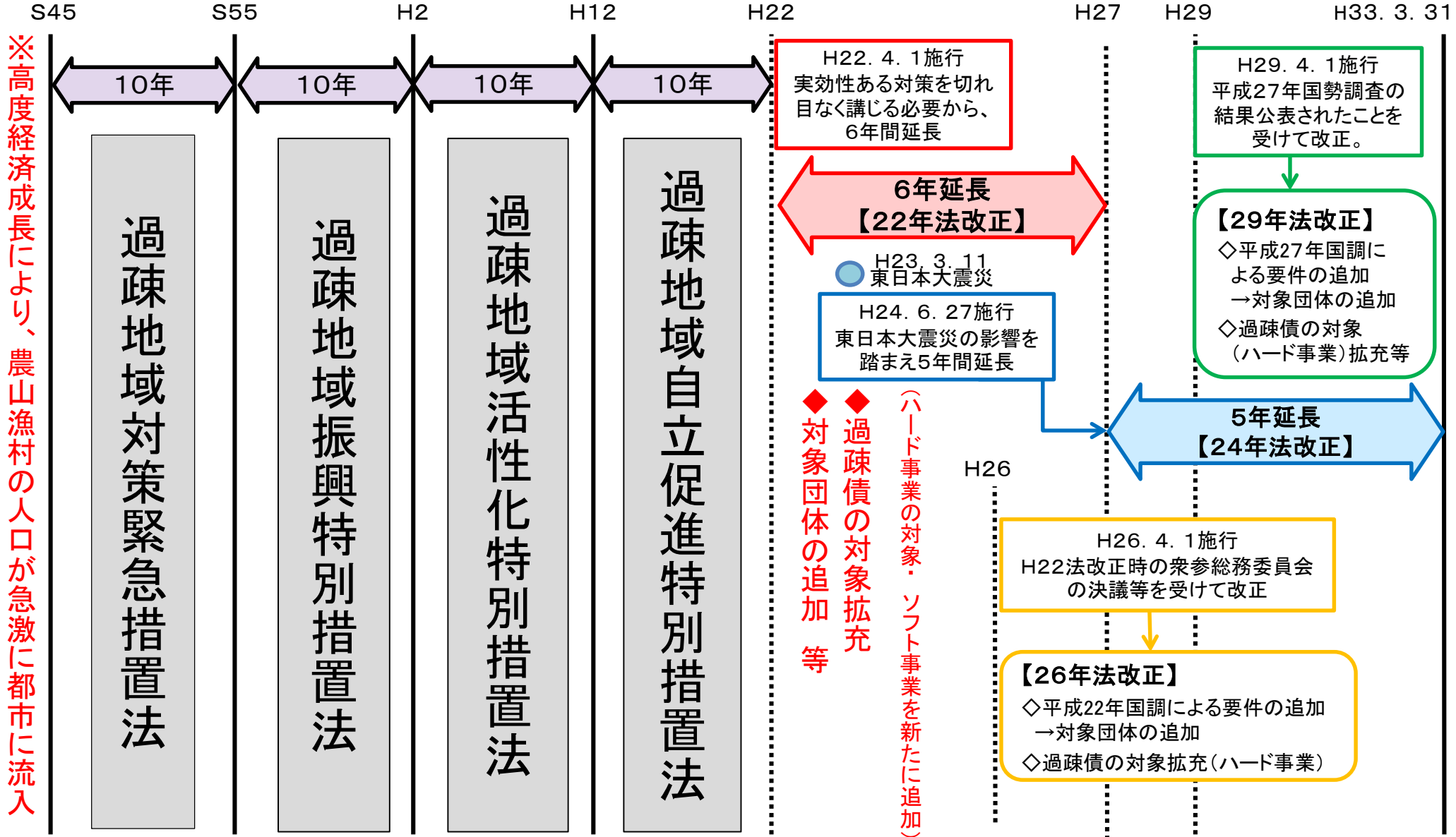
5年間に限り、「みなし過疎」  
それ以降は「一部過疎」

該当しない (33条2項適用)

合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす  
(いわゆる「一部過疎」) (145市町村)

# 過疎対策法の流れ

(年度)



# 過疎法に基づく施策

## (1) 国の補助のかさ上げ等

①統合に伴う小中学校校舎等(1/2⇒5.5/10)

②公立以外の保育所(1/2⇒2/3)

③公立保育所(1/2⇒5.5/10)

④消防施設(1/3⇒5.5/10)

三位一体改革で補助金廃止

(特別の地方債で措置)【施設整備事業(一般財源化分)】

## (2) 過疎対策事業債 : 元利償還の7割を交付税措置

平成28年度計画額 4,200億円(4,409億円)

平成29年度計画額 4,500億円

※( )は地方債計画改定後の額。

## (3) 都道府県代行制度: 基幹道路、公共下水道

## (4) 金融措置 : 政府系金融機関等の資金確保

## (5) 税制措置 : 所得税・法人税に係る減価償却の特例 等

## (6) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置

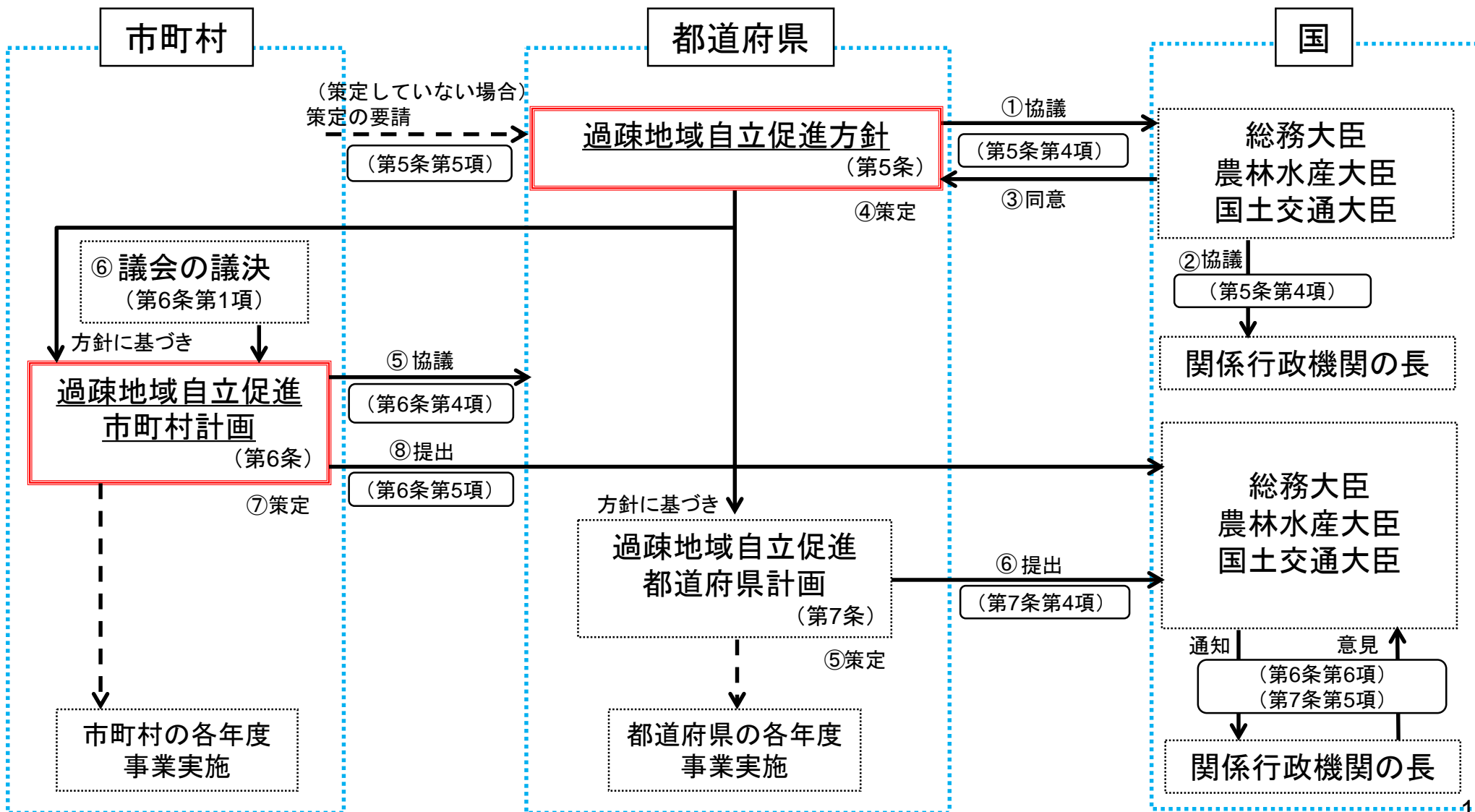
### 【参考】過疎対策のための国庫補助金

過疎地域等自立活性化推進交付金 (補助率 定額・1/2・1/3)

【平成29年度予算 6.9億円】

# 過疎地域自立促進計画の策定フロー図

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



# 平成29年度過疎対策予算等の概要

## <ポイント>

- 過疎対策事業債については、前年度当初計画額より300億円の増額。
- 過疎地域等自立活性化推進交付金については、前年度同額。

## 1 地方債計画額

・過疎対策事業債	4,500億円(28年度当初 4,200億円)
・辺地対策事業債	475億円(28年度当初 465億円)
計	4,975億円(28年度当初 4,665億円)

## 2 予算

○過疎地域等自立活性化推進交付金 6.9億円(28年度当初 6.9億円)

・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(過疎集落等を対象に、地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題への総合的な取組を支援)

・過疎地域等自立活性化推進事業

(産業振興、移住・交流・若者の定住促進対策、地域伝承文化対策等のソフト事業を幅広く支援)

・過疎地域集落再編整備事業

(定住促進団地整備、空き家活用事業等に対して補助)

・過疎地域遊休施設再整備事業

(過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助)



# 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

## 1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> <li>○市町村立の専修学校及び各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然エネルギーを利用するための施設</li> <li>○集落再編整備</li> </ul>		
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

## 2 地方債計画額

平成29年度4,500億円(対前年度(当初)300億円、7.1%増)

平成28年度4,200億円(当初)、4,409億円(改定後)

※下線は平成29年4月1日より追加。

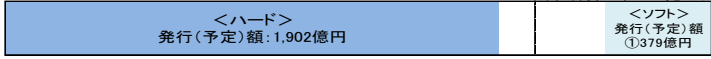
# 過疎対策事業債の発行状況について

## 1 H22～H29の状況

### ◆H22(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 84.2%

計画額: 2,700億円



← 発行限度額総計 →

②662億円 ①/②(57.3%)

### ◆H23(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 89.3%

計画額: 2,900億円



← 発行限度額総計 →

②702億円 ①/②(65.2%)

### ◆H24(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 95.5%

計画額: 3,115億円



← 発行限度額総計 →

②727億円 ①/②(77.8%)

### ◆H25(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 91.7%

計画額: 3,139億円



← 発行限度額総計 →

②745億円 ①/②(82.6%)

### ◆H26(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 92.6%

計画額: 3,728億円



← 発行限度額総計 →

②769億円 ①/②(89.3%)

### ◆H27(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 90.4%

計画額: 4,240億円



← 発行限度額総計 →

②769億円 ①/②(92.2%)

### ◆H28(ハード・ソフト)

発行(予定)額/計画額 = 90.8%

計画額: 4,409億円



← 発行限度額総計 →

②764億円 ①/②(95.5%)

### ◆H29(ハード・ソフト)

計画額: 4,500億円

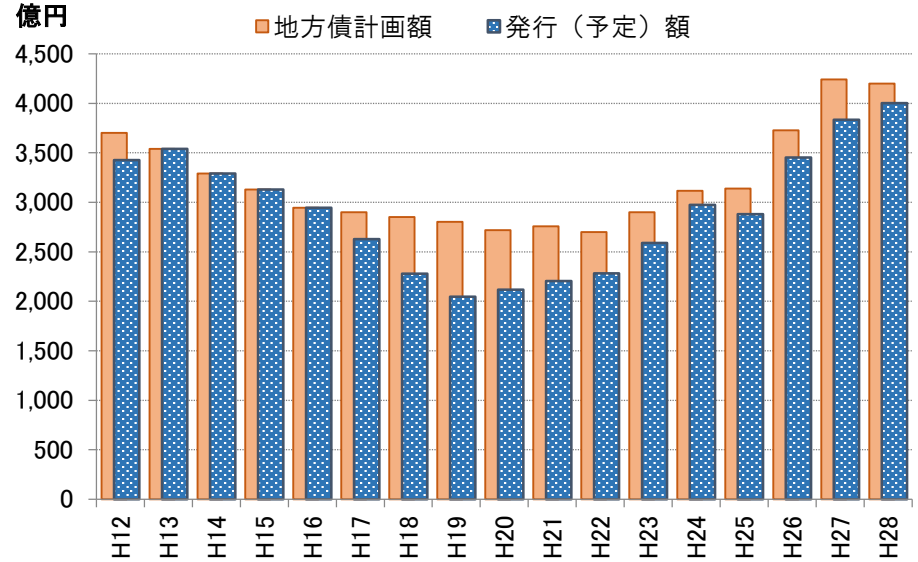


← 発行限度額総計 →

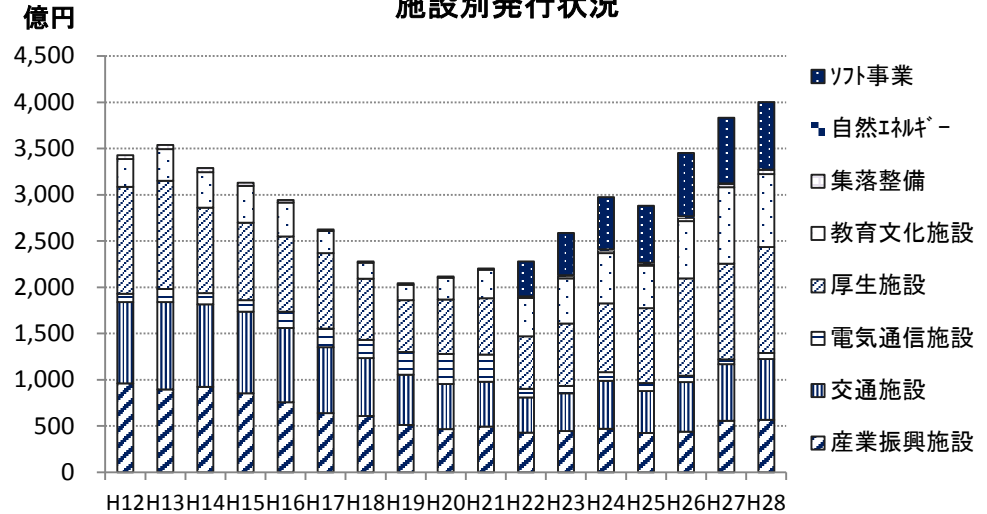
765億円

## 2 自立促進法における発行状況の推移

### 地方債計画額と発行状況



### 施設別発行状況



※発行(予定)額:当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

※H23～H28の地方債計画額は改定後の額。

# 過疎対策事業債（ソフト分）について

## 1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
  - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

### ～具体的な事業例～

#### ①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



#### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



#### ③集落の維持及び活性化

- 集落点検や集落課題の話し合いの実施、住民による活動の支援
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



#### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

## 2 発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能。

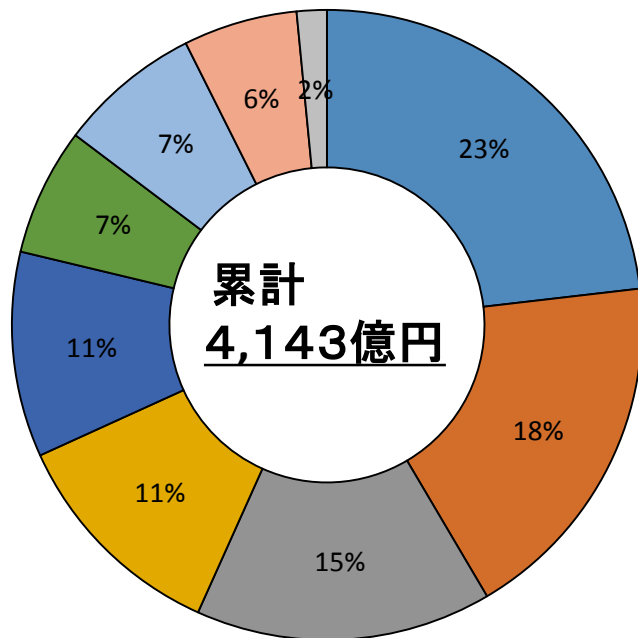
※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出  
最低限度額は3,500万円

# 過疎対策事業債（ソフト事業）の活用分野

## ◆ポイント

○事業分野別では、「産業の振興」が最も活用されていて、次いで「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」となっている。

H22～H28年度事業分野別の発行状況



- 産業の振興
- 交通通信・情報化
- 教育の振興
- 生活環境の整備
- 地域文化の振興
- 保健福祉
- 医療の確保
- 集落の整備
- その他(再生エネ等)

### ①産業の振興

- ・ 特産品開発事業
- ・ 企業支援補助事業
- ・ 地域通貨創設事業
- ・ 町産材活用促進補助事業
- ・ 鳥獣害防護柵設置事業
- ・ 漁業燃油高騰対策事業

### ②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・ 福祉タクシー利用助成事業
- ・ 生活習慣病予防教室実施事業
- ・ 子育て支援事業
- ・ 妊婦健康検診補助事業
- ・ 高齢者日常生活支援事業

### ③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・ コミュニティバス、デマンドタクシー運行事業
- ・ バス路線再編事業
- ・ 通学バス運賃補助事業
- ・ 橋りょう長寿命化計画作成事業

### ④医療の確保

- ・ 乳幼児等医療費助成事業
- ・ 医師確保事業（専門医招へい対策事業）
- ・ 看護師スキルアップ事業

### ⑤教育の振興

- ・ 児童生徒相談員設置補助事業
- ・ 給食センター調理施設環境改善事業
- ・ 少人数学級確保事業
- ・ 公設塾運営補助事業

### ⑥集落の整備

- ・ 集落支援員導入補助事業
- ・ 移住、交流促進事業
- ・ 集落再生・活性化支援事業

### ⑦生活環境の整備

- ・ 危険家屋解体事業
- ・ ハザードマップ作成事業
- ・ 景観まちづくり整備補助事業

### ⑧地域文化の振興等

- ・ 伝統文化伝承補助事業
- ・ 芸術家招聘補助事業
- ・ 無形民俗文化財支援補助事業

### ⑨その他

- ・ 資源循環型施設等運営補助事業
- ・ 地域後継者結婚対策事業



# 過疎対策事業債（ソフト分）の事例について①

## 地域6次産業化連携強化事業（青森県深浦町）

### 事業の概要

深浦町に豊富に存在する農水産物を活用し、地域ぐるみで生産・加工・販売に取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を推進することで稼ぐ力を高め、もって地域経済の活性化と雇用の増大を図る。

＜食品展示会出展の様子＞



### 事業の内容

#### ＜事業内容＞

- 地域外への販路開拓のため、事業者合同で食品展示会に出展(BtoB活動)
  - 首都圏での拠点として設置している深浦商品販売ブースでのPR活動(BtoC活動)
  - 事業者のスキルアップや連携促進を図るための6次産業化勉強会の実施
  - 企業訪問による深浦産品PR活動
- （下線事業内容につき、過疎債充当）

### ＜総事業費＞

(百万円)	H27
事業費	1.2
内過疎債	1.2



＜6次産業化勉強会＞



＜首都圏での販売拠点「深浦ブース」浅草店＞

### 事業の成果・効果

- 食品展示会に出展した事業者と大手食品メーカーとの商談が成立し、H28年秋に町特産物である雪人参を活用した新商品が全国発売されたことで、地域資源の域内加工量が増加した。  
(H27年度雪人参加工量22トン → H28年度雪人参加工量25トン)
- 東京浅草に設置している深浦ブースで深浦商品や町のPRを行ったことで認知度が向上し、ふるさと納税制度による寄附額が増加するとともに、返品品とした特産品の購入量増加につながった。  
(H26年度寄附額1,640,000円 → H27年度寄附額6,215,000円)
- 事業者勉強会で企画力やプロモーション力の向上が図られ、新たな特産品の創出につながった。  
(H27年度新規特産品認定数5品、合計53品となった。)

## 学校給食地産地消推進事業（島根県邑南町）

### 事業の概要

地元産の新鮮な食材を積極的に活用した学校給食を通して、小中学生が地元食文化に関心を持つことと、地元の農業への理解を深めることで地元食材の継続的な消費を推進する。

＜学校栄養教諭による食育授業＞



＜地元産食材(米や肉、野菜)を使った給食の写真＞

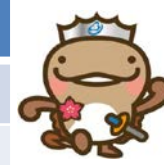


### 事業の内容

- 事業内容：①学校給食会に地産地消コーディネーター1名の配置  
②学校栄養教諭による旬の食材や地産地消を取り入れたメニューの提供と食育の推進
- 取組経過：平成21年度から地産地消コーディネーターを配置しており、地道に給食センターと生産者をつなぐ活動をしている。
- （下線事業内容につき、過疎債充当）

### ＜総事業費＞

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	2.8	2.8	2.8	2.8	2.4
内過疎債	2.4	2.1	1.6	1.6	1.6



邑南町マスコットキャラクター  
オオナン・シヨウ

邑南町だけの面白いオオナン・シヨウのオオナン・シヨウの頭部には、久喜・大林銀山で採れた銀の王冠をかぶり、腰には「刀工」出羽直綱が作った刀を身につけています。

### 事業の成果・効果

邑南町は、東西に2つの学校給食センターがあり、それぞれでメニューを作成し、町内小中学校11校に提供している。地産地消コーディネーターを配置したことで、学校給食において地元食材の安定的な確保が可能になり、栄養教諭がこれらを用いたメニュー作りに取り組んだり、2つのセンター統一のメニューを月2回程度配食することができるようになった。このことにより、子どもたちの地元食材への関心を高めるとともに郷土愛を深めることにつながっている。

# 過疎対策事業債（ソフト分）の事例について②

## 市営バス運行事業（京都府京丹後市）

### 事業の概要

公共交通空白地の解消へ向け、NPO法人の協力を得て、市営バスの運行を行うことにより、通院や買い物が困難な方などの交通手段を確保する。

### 事業の内容

#### 【事業内容】

#### ○バス運転委託料

事前予約（電話）に基づき、定められた路線内において必要区間を不定期で走るデマンドバス

#### 【取組経過】

民間タクシー会社の撤退により、通院や買い物が困難な方などの交通手段の確保が必要となり、地元NPO法人と協働で空白地解消にむけて取り組むこととなった。

（下線事業内容につき、過疎債充当）

#### <総事業費>

（百万円）	H23	H24	H25	H26	H27
事業費				4.6	2.1
内過疎債				0	2.0

### 事業の成果・効果

市営バス運行開始により、16集落（約1,200人）の公共交通空白地域が解消された。

○H26年度利用者数 693人（H26.7～）

○H27年度利用者数 958人

<10人乗りバス>



<出発式典の様子>



## 危険廃屋解体撤去事業費補助事業（愛媛県伊方町）

### 事業の概要

町内において老朽化し、倒壊の危険性のある不良住宅の解体撤去を行う者に対し、解体撤去工事等に要する経費の一部を補助する。

### 事業の内容

事業内容：危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助

取組経過：H23年度からの取組で、  
初年度9件、  
H24年度9件、  
H25年度10件、  
H26年度10件

（下線事業内容につき、過疎債充当）

#### <総事業費>

（百万円）	H23	H24	H25	H26
事業費	3.6	4.3	4.7	4.9
内過疎債	3.2	2.9	4.2	2.9

### 事業の成果・効果

○ 取組み開始から4年間、一定件数を実施し、危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助することで、不良住宅の撤去を促進し、地域の安心安全の確保及び住環境の改善が図られている。

<申請時の写真>



<撤去後現地調査の写真>



## ○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
  - ・生活の営み(日常生活支援機能)の確保
  - ・生産の営み(地域産業)の振興
- 平成29年度予算積算額 4.0億円  
<1事業当たり2,000万円以内>

### ② 過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
  - ・生活の安心・安全確保対策
  - ・移住・交流・若者の定住促進対策
  - ・地域文化伝承対策 等
- 平成29年度予算積算額 1.4億円  
<1事業当たり1,000万円以内>

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るためにを行う次の事業に対して補助
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 平成29年度予算積算額 0.9億円<交付率1/2>

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
  - ・生産加工施設
  - ・資料展示施設
  - ・教育文化施設
  - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 平成29年度予算積算額 0.6億円<交付率1/3>



# ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

平成29年度予算 4.0億円

○ 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」「小さな拠点」において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

## 集落ネットワーク圏における取組イメージ



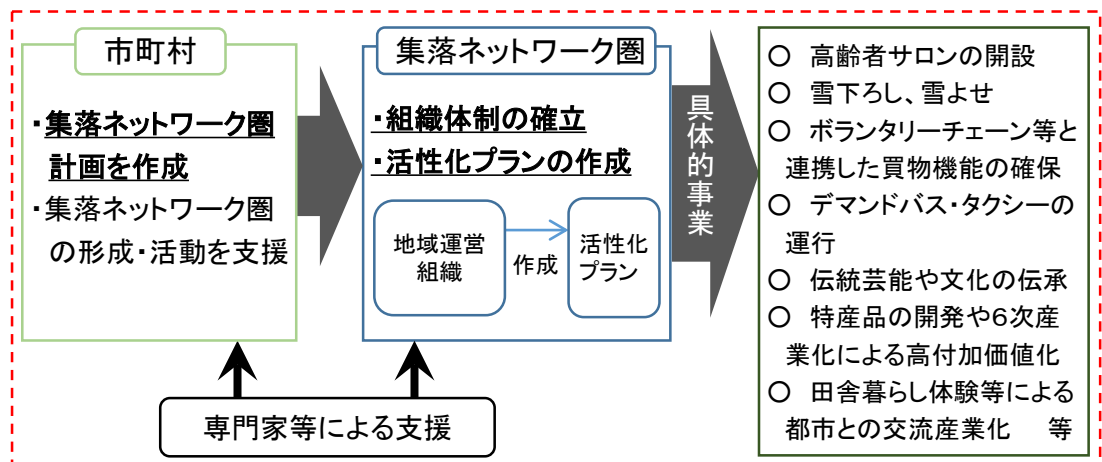
役場所在地

- ・役場・病院・商店街
- ・事業所・駅

※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

## 施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織)  
※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成29年度予算積算額 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業



市町村

- ・集落ネットワーク圏計画を作成
- ・集落ネットワーク圏の形成・活動を支援

集落ネットワーク圏

- ・組織体制の確立
- ・活性化プランの作成

地域運営組織

活性化プラン

具体的事業

専門家等による支援

- 高齢者サロンの開設
- 雪下ろし・雪よせ
- ボランティアチェーン等と連携した買物機能の確保
- デマンドバス・タクシーの運行
- 伝統芸能や文化の伝承
- 特産品の開発や6次産業化による高付加価値化
- 田舎暮らし体験等による都市との交流産業化 等

## ② 過疎地域等自立活性化推進事業

平成29年度予算 1.4億円

- 過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対応するための取組を支援。

### 取組のポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

### 施策の概要

(1)事業主体

過疎地域市町村等

(4)対象事業 おおむね以下の分野に該当するソフト事業

(2)交付額

1事業当たり1,000万円以内

(3)平成29年度予算積算額

140,000千円



- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進

## ○ 過疎地域市町村を対象に、過疎地域における集落再編を図る取組を支援。

### 事業の内容

#### (1) 事業の種類

##### ① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して補助を行う。

##### ② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して補助を行う。

##### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるための経費に対して補助を行う。

##### ④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する経費に対して補助を行う。

#### (2) 事業主体

過疎地域市町村

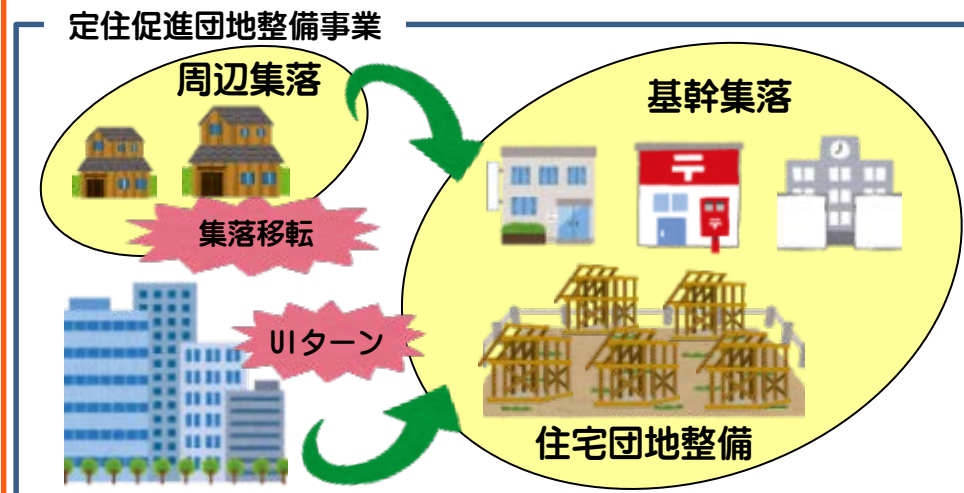
#### (3) 交付率

1/2以内

#### (4) 平成29年度予算積算額

89,652千円

### 事業のイメージ図



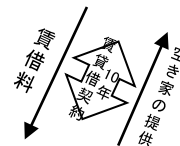
#### 定住促進空き家活用事業

<活用例>

市町村が10年間空き家所有者と賃貸借契約を行う場合

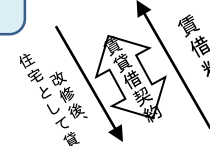
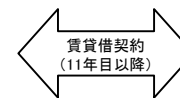
##### 【市町村】 メリット

- ① 中山間地域の集落維持対策
- ② 地域資源を有効活用



##### 【空き家所有者】 メリット

- ① 行政との契約による安心感
- ② 安定的な賃貸料収入



##### 【定住者】 メリット

- ① 行政との契約による安心感
- ② 戸建住宅の確保
- ③ 移住に伴う初期費用の軽減

## ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

平成29年度予算 0.6億円

- 過疎市町村等を対象に、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図る取組を支援。

### 事業の内容

過疎地域には、廃校舎や使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

#### (1) 事業主体

過疎地域市町村等

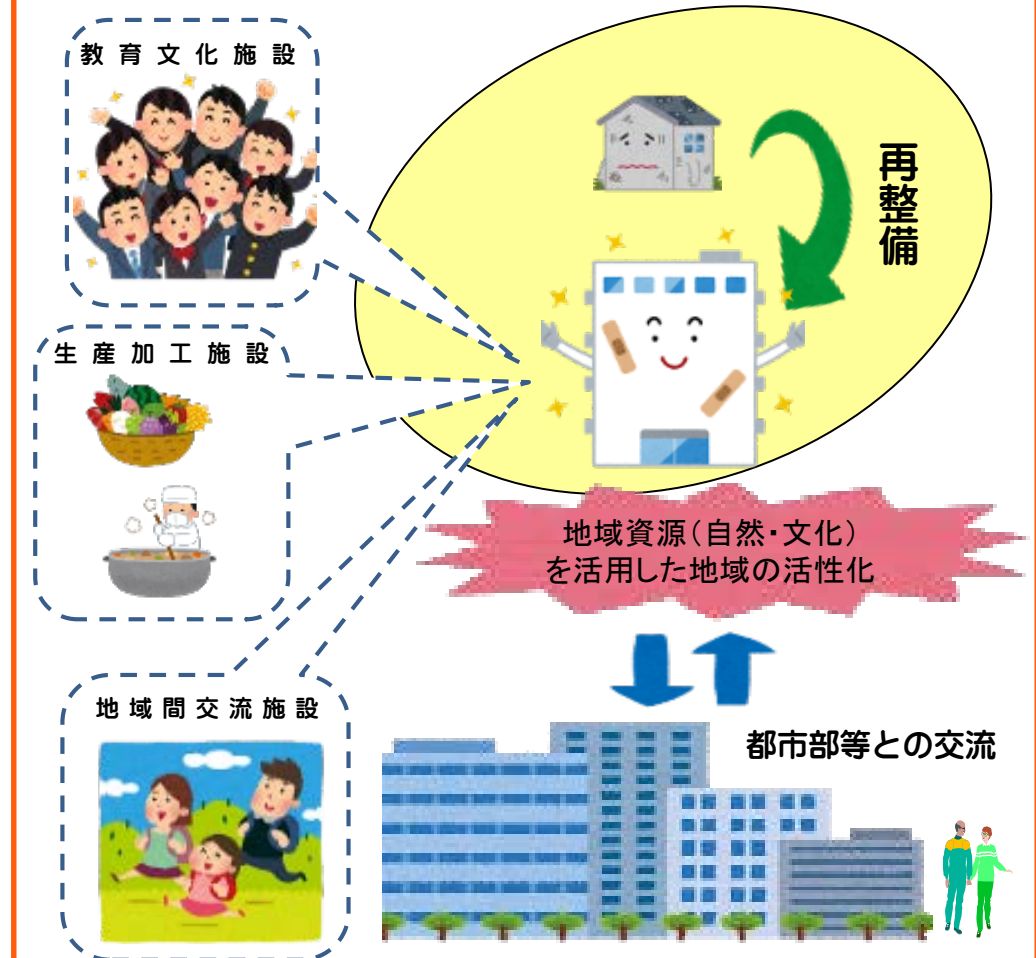
#### (2) 交付率

1/3以内

#### (3) 平成29年度予算積算額

60,000千円

### 事業のイメージ図





# 集落支援員について

## 集落支援員

**地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材**が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施  
※平成28年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,158人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,276人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置（支援員一人あたり350万円（他の業務との兼任の場合一人あたり40万円）を上限に特別交付税措置）、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。（参考）総務省通知（平成20年8月1日総行過第95号）

## 地方自治体の取組のフロー

### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

### 集落支援員による支援

### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
- ※点検項目の例：「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進（「集落点検」の結果を活用）
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

### 《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

# 集落支援員の活躍先

## ○支援員数 専任1,158名、兼任3,276名

## 281自治体(4府県277市町村) (平成28年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数	
北海道 (34)	深川市	1	
	松前町	1	
	乙部町	1	
	黒松内町	2	
	蘭越町	1	
	ニセコ町	5	
	北竜町	2	
	愛別町	1	
	東川町	10	
	南富良野町	1	
	和寒町	1	
	下川町	1	
	美深町	1	
	白老町	3	
	厚真町	2	
	むかわ町	1	
岩手県 (39)	大船渡市	2	
	久慈市	2	
	遠野市	11	
宮城県 (20)	一関市	24	
	登米市	20	
	秋田県★	2	
秋田県 (3)	五城目町	1	
	鶴岡市	3	
	寒河江市	2	
山形県 (17)	朝日町	1	
	大江町	1	
	金山町	1	
	最上町	3	
	舟形町	3	
	川西町	1	
	遊佐町	2	
	喜多方市	5	
	二本松市	5	
	田村市	2	
福島県 (21)	只見町	3	
	南会津町	3	
	西会津町	1	
	会津美里町	2	
	茨城県 (33)	常陸大宮市	28

都道府県名	市町村名	支援員数	
群馬県 (12)	茨城町	5	
	沼田市	4	
	富岡市	4	
	嬭恋村	4	
	埼玉県 (6)	秩父市	6
		南房総市	14
	千葉県 (16)	山武市	2
		柏崎市	2
	新潟県 (50)	小千谷市	1
		十日町市	2
		見附市	11
		糸魚川市	7
妙高市		6	
上越市		8	
佐渡市		1	
魚沼市		10	
阿賀町		2	
石川県 (9)		珠洲市	6
福井県 (6)	白山市	3	
	福井市	2	
	坂井市	2	
山梨県 (1)	南アルプス市	2	
	長野県 (49)	伊那市	3
茅野市		2	
東御市		4	
佐久穂町		1	
辰野町		1	
飯島町		4	
松川町		4	
高森町		2	
阿智村		4	
売木村		4	
泰阜村		1	
大鹿村		1	
麻績村		2	
生坂村		7	
小谷村	7		
高山村	1		
飯綱町	1		

都道府県名	市町村名	支援員数
岐阜県 (18)	関市	5
	中津川市	3
	瑞浪市	5
	惠那市	5
	静岡市	8
静岡県 (13)	浜松市	3
	小山町	2
	三重県 (23)	鳥羽市
滋賀県 (23)	熊野市	20
	長浜市	21
	守山市	2
京都府 (21)	京都府★	5
	京都市	2
	福知山市	2
	綾部市	2
	京丹後市	3
	南丹市	6
	笠置町	1
兵庫県 (125)	豊岡市	25
	養父市	35
	丹波市	25
	朝来市	30
	宍粟市	8
	神河町	2
奈良県 (28)	奈良県★	3
	宇陀市	4
	高取町	2
	吉野町	2
	黒滝村	1
	十津川村	1
	下北山村	3
	上北山村	1
	川上村	11
	紀美野町	10
和歌山県 (15)	高野町	1
	すさみ町	2
	那智勝浦町	2
鳥取県 (57)	鳥取市	6
	倉吉市	4
	智頭町	7

都道府県名	市町村名	支援員数
島根県 (124)	八頭町	9
	三朝町	6
	大山町	6
	南都町	17
	伯耆町	1
	日南町	1
	松江市	1
	出雲市	3
	益田市	22
	大田市	1
	安来市	1
	飯南町	4
	川本町	22
	美郷町	15
岡山県 (19)	邑南町	6
	津和野町	20
	吉賀町	2
	海士町	23
	西ノ島町	2
	知夫村	1
	隠岐の島町	1
	笠岡市	4
	備前市	1
	瀬戸内市	2
広島県 (67)	真庭市	2
	矢掛町	7
	新庄村	1
	美咲町	2
	三原市	3
	三次市	10
	庄原市	22
	廿日市市	2
	安芸高田市	2
	大崎上島町	1
山口県 (17)	安芸太田町	3
	北広島町	4
	神石高原町	20
	宇部市	5
	岩国市	5
	長門市	7

都道府県名	市町村名	支援員数
徳島県 (71)	美馬市	2
	三好市	18
	上勝町	49
	牟岐町	2
	香川県 (4)	さぬき市
愛媛県 (2)	まんのう町	2
	愛媛県★	1
高知県 (44)	東温市	1
	高知市	2
	室戸市	1
	南国市	3
	宿毛市	1
	香南市	1
	香美市	6
	奈半利町	3
	安田町	1
	馬路村	1
	芸西村	2
	大豊町	4
	土佐町	3
	大川村	1
いの町	2	
福岡県 (10)	中土佐町	2
	佐川町	2
	越知町	1
	日高村	1
	津野町	1
	四万十町	2
	三原村	3
	黒潮町	1
	うきは市	2
	朝倉市	1
那珂川町	1	
佐賀県 (11)	大刀洗町	4
	みやこ町	2
	唐津市	6
	多久市	1
長崎県 (21)	基山町	4
	平戸市	5
	対馬市	4

都道府県名	市町村名	支援員数	
熊本県 (7)	苓崎市	1	
	五島市	11	
	西原村	1	
	南阿蘇	2	
	山都町	2	
	多良木町	1	
	相良村	1	
大分県 (43)	中津市	4	
	日田市	5	
	佐伯市	8	
	臼杵市	5	
	津久見市	1	
	竹田市	4	
	豊後高田市	1	
	宇佐市	15	
	宮崎県 (33)	安田町	4
	小林市	19	
串間市	1		
えびの市	5		
椎葉村	2		
日之影町	2		
鹿児島県 (40)	鹿児島市	22	
	鹿屋市	2	
	指宿市	2	
	西之表市	3	
	霧島市	6	
	三島村	1	
	湧水町	1	
沖縄県 (6)	東串良町	2	
	中種子町	1	
	名護市	5	
北大東村	1		
合計		1158	

表中の★は、府県が直接実施。

【参考】平成27年度 専任994名、兼任3,096名 241自治体(3府県238市町村) 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名 158自治体(9府県149市町村)  
 平成26年度 専任858名、兼任3,850名 221自治体(5府県216市町村) 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 147自治体(13府県134市町村)  
 平成25年度 専任741名、兼任3,764名 196自治体(7府県189市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 122自治体(9府県113市町村)  
 平成24年度 専任694名、兼任3,505名 192自治体(6府県186市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 77自治体(11府県66市町村)

# 集落支援員～取組事例～

(人数は特交ベース、専任のみ)

## 岩手県<sup>すみたちょう</sup>住田町

(平成28年度:5名)

### 【概要】

・旧小学校区(5カ所)に集落支援員と地域づくり協力隊をそれぞれ1名ずつペアで配置。地域おこし協力隊と連携して、地域の課題解決、産業の創出・活性化に取り組んでいる。

### 【活動内容】

・木造校舎を活用した交流人口拡大を図るイベント等の企画、実施。  
・遊休農地を活用し、都市部から農業体験希望者を受け入れ。  
・地域資源(観光、特産品等)のプロモーション。

### 【ポイント】

・集落支援員はコミュニティを“守る”役割、地域おこし協力隊は新しいビジネスを“拓く”役割を担い、互いに補完し合うことにより、多様な視点で諸課題を解決。



## 長野県<sup>いなし</sup>伊那市

(平成28年度:3名)

### 【概要】

・住民が主体となった田舎暮らしモデル地域事業の推進や市内集落の空き家を活用した移住・定住の促進により、年間20～30件の移住を実現。

### 【活動内容】

・田舎暮らしを促進するための集落状況のリサーチと課題解決。  
・移住・定住に向けた相談・支援活動。空き家バンク制度の推進。  
・地域おこし協力隊員への助言、活動支援。  
委嘱終了後の起業、定住に向けた支援。

### 【ポイント】

・民間の立場・経験を活かして、機動力の高い相談活動や従来の枠にとられない集落支援を実施。



## 長野県<sup>おたりむら</sup>小谷村

(平成28年度:7名)

### 【概要】

・村内全域の総合的な集落支援に取り組む役場配置支援員と特定地域で活動する地域づくり応援団の2タイプの集落支援員が活動。

### 【活動内容】

・将来を担う子育て世代の交流の場づくり。  
・伝統技術、伝統文化、食文化等の伝承活動。  
・スキー場等を利用した観光振興、地活性化支援。  
・広報誌、フェイスブック等による情報発信。

### 【ポイント】

・他地域に比べ、若い支援員を導入することで柔軟な活動を展開。  
・地域おこし協力隊とペアで活動することで、地域内外の視点を活かし、補い合って活動。



## 兵庫県<sup>あまごし</sup>朝来市

(平成28年度:30名)

### 【概要】

・小学校区単位に複数人ずつ配置し、地域との相談や話し合いにより地域の課題を見つけ、遊休農地対策や高齢者の健康増進事業等、持続可能な集落づくりに尽力。

### 【活動内容】

・遊休農地を活用した収穫体験等による都市との交流、魅力発信。  
・地元の子供と地域の関わりを深めるための遊び・学びの場の提供。  
・地域おこし協力隊が実施する地域の課題解決活動の支援。  
・高齢者を対象とした健康教室の開催。

### 【ポイント】

・集落支援員が複数人でチームを組み、地域自治協議会と共に活動。集落点検等により見えてきた課題を地域おこし協力隊と連携して解決。





# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数

平成28年(平成28年1月1日～12月31日)に活動した隊員数：

**4,158名(863団体)**(前年比 +1,415名、+203団体)

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数：3,938名

隊員の  
**約4割は  
女性**

隊員の  
**約7割が  
20歳代と30歳代**

任期終了後、  
**約6割が  
同じ地域に定住**  
※H27.3末調査時点

安倍内閣総理大臣指示（地域おこし協力隊員を3年間で3倍に）  
 - 島根県・鳥取県視察後の会見（平成26年6月14日） -

「**地域おこし協力隊**の若い皆さん、彼らが本当に地域で知恵を出して、そして、汗を流して、地域の皆さんと一緒にあって**地域の活性化に大きな役割を果たしている。**」

⇒ 地域おこし協力隊員を、**3年間で約1000人（当時）から3000人（平成28年に3000人）にする**よう総務大臣に指示

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」  
 （平成28年12月22日閣議決定）

- Ⅲ. 2. 政策パッケージ  
 (2) 地方への新しいひとの流れをつくる  
 (ウ) 地方移住の推進  
 ④ 「地域おこし協力隊」の拡充  
 (中略)

引き続き、隊員の確保に向けて**大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人等に向けた広報を一層強化**するとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、**地域の受入れ・サポート体制の整備や地域おこし協力隊サポートデスクによる支援、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催等により、事業をより一層推進**していく。

付属文書 アクションプラン  
 (2) - (ウ) - ④

統合後、**2016年に3000人、2020年に4000人**を目標に拡充。

【参考】 隊員数、取組団体数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (H26.4.1～ H27.3.31)	平成27年度 (H27.4.1～ H28.3.31)	平成28年度 (H28.4.1～ H29.3.31)
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 [1,629名]	2,625名 [2,799名]	3,978名 [4,090名]
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体

	平成27年 (H27.1.1～ H27.12.31)	平成28年 (H28.1.1～H28.12.31)
隊員数	2,577名 [2,743名]	3,938名 [4,158名]
団体数	660団体	863団体

※隊員数のカッコ内は、農林水産省の交付金を活用した「地域おこし協力隊（旧田舎で働き隊）」の隊員数とあわせたもの。

# 過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（概要）

## 過疎集落等の現状と課題

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、**維持困難な集落が増加**
  - ・ 空き家の増加、商店の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活に関する問題
  - ・ 働き口の減少、耕作放棄地の増大などの産業基盤に関する問題
- **集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題**

## 集落ネットワーク圏の必要性

個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加

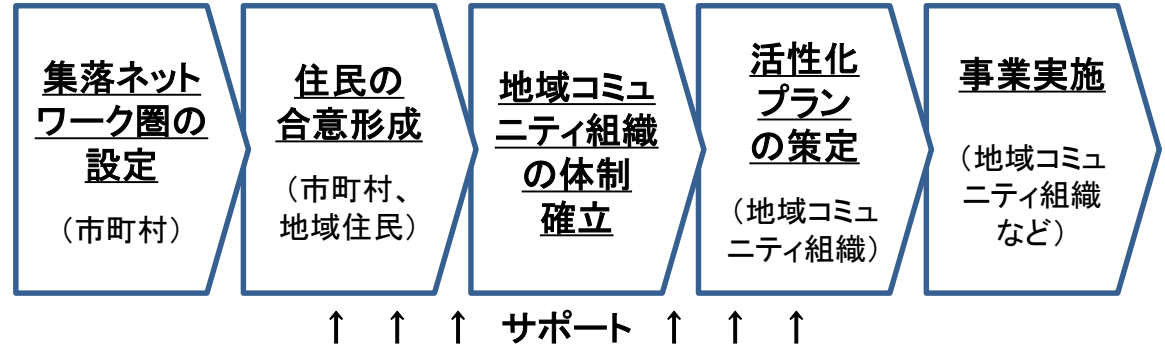
より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取組が必要

集落ネットワーク圏施策：2つの視点

- (1) 住民の「くらし」を支える  
生活サポートシステムの構築
- (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する  
活動の育成

## 集落ネットワーク圏の形成に向けて

- **市町村の積極的な取組と、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント**



## 期待される役割

### 【集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村】

- ・ 圏域設定や活性化方針等を含む**集落ネットワーク圏計画の作成**
- ・ **地域コミュニティ組織の体制確立や活性化プラン作成への支援**
- ・ 具体的な**事業実施に対する様々な支援**

### 【広域的な視点から支援する都道府県】

- ・ 専門家を含めた必要な人材の**確保や提供、育成**
- ・ 先進的な取組事例などについての**情報提供**

### 【全国的な取組を推進する国】

- ・ 集落ネットワーク圏施策の**推進方針の提示と支援策の検討**
- ・ 活性化プランに基づく**活性化の取組をモデル的に支援**
- ・ 全国各地の**取組を把握分析し、情報提供**

# 集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成推進

まち・ひと・しごと創生基本方針（平成27年6月30日閣議決定）に示された「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）の形成に向けて、地域運営組織の形成及び持続的な運営、生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進並びに地域資源をいかしたコミュニティビジネスの振興のための取組を支援

## 取組例 ～はたマーケット～

- うなんん かけや はた 雲南市掛合町波多地区  
（15集落、人口約350人、約160世帯、高齢化率約50%）
- 地域運営組織：波多コミュニティ協議会

### 概要

- 平成26年3月に地区唯一の商店が閉店したことをきっかけに地域活動の拠点である交流センター（旧波多小学校）の一室に商品棚や冷蔵庫等を導入して店舗を開設（平成26年10月）
- 中山間地域にも出店可能なボランティアチェーン（全日本食品株式会社）の全国的な物流網等も活用して低価格で売れ筋商品を調達し、地域住民の毎日の買い物を支える店舗づくりを実現

※ 全日本食品株式会社が過疎地域向けに開発した「マイクロスーパー」は、日販約10万円以上の地域で出店が可能。商圏は、半径5km、商圏人口は500世帯、1,000人前後（雲南市のケースでは800人）を想定。

この他に、小さな商圏を対象とするボランティアチェーンとして「ヤマザキショップ（Yショップ）」がある。



## 地域運営組織（波多コミュニティ協議会）



生鮮食料品、飲料、日用品、加工食品等、約700品目を取扱い



喫茶スペースを併設。地域の寄合の場に



コミュニティ協議会所有の車両（「たすけ愛号」）による送迎  
買物客には商品の無料配達も実施



# 全国の集落ネットワーク圏における取組事例

## 山形県酒田市日向地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・昭和合併前の旧村範囲で、12集落(住民約1,600人)から構成。
- ・小学校の統廃合の検討と、公民館をコミュニティセンター化し運営を地元自治会に委ねるといった市の施策を受け、旧日向村地区の自治会で連携し、平成22年に「日向コミュニティ振興会」を設立。閉校した日向小学校の校舎を転用した「日向コミュニティセンター」を拠点とし、活動している。

### 【活動内容】

- ・自治会長や旧公民館時代の職員が中心となり、「1年に1度はコミュニティセンターに足を運んでもらう」ことを目標に、行事を企画。運動会等や、ボランティアを集めて行う除雪活動、街頭に高齢者の談話のためのスペースを設置する取組等を実施。
- ・東北公益文科大学の講師や学生とも連携し、集落課題を話し合うワークショップの開催や、防災マップの作成にも取り組む。



## 山形県川西町吉島地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・小学校区の範囲で、22集落(住民2,744人)から構成。中核となる地区公民館の公設民営化をきっかけに、社会教育振興会や自治会長連絡協議会、防犯協会、地区社会福祉協議会、衛生組織連合会といった地域の関係団体をNPO法人「きらりよじまネットワーク」として一元化。平成21年度からは、地区交流センターの指定管理者として町から管理を任されており、部会制の下部組織のもと、委託金などの財源を部会毎の様々な活動に活用している。

### 【活動内容】

- ・産直運営等によるコミュニティビジネスの推進。
- ・児童クラブ運営による子育て支援の充実。
- ・地域祭り活性化(和太鼓活動支援)による交流促進。



## 兵庫県佐用町江川地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の範囲で11集落(住民約1,100人)から構成。
- ・平成18年に「江川地域づくり協議会」を設立。江川地域づくり計画を策定しており、部会制の下部組織を持ち、部会ごとに様々な活動を実施。

### 【活動内容】

- ・平成21年10月末で地域内の定期バス路線が休止されたことを受け、大学の助言を受けつつデマンドバス(江川ふれあい号)の運行を始める。町から無償貸与された車両を使い、原則1日8便運行している。地区内と町の中心部を結んでおり、通院や買物などで利用されている。
- ・総務省の交付金を活用し、栗を使った特産品開発といった、ブランド化を進める産業振興の取組もスタート。



## 和歌山県田辺市秋津野地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・昭和合併前の旧村範囲で、11集落(住民3,299人)から構成。
- ・平成6年に地域づくりの統一機関である「秋津野塾」(町内会、上秋津愛郷会、公民館、JA各部会、商工会など24組織で構成)を設立。

### 【活動内容】

- ・地域の主力産業である柑橘農業を活性化させるため、住民出資による直売所、加工所を整備。農家自らジュース等を加工・販売しており、規格外品を有効利用することで農家所得が向上している。
- ・農業体験ができる都市・農村交流宿泊施設「秋津野ガルデン」を誕生させ、年間6万人以上の来場者がある。これにより、上秋津地区と周辺地域に大きな経済効果をもたらしている。



## うんなんし なかの 島根県雲南市中野地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の範囲で11集落(人口約570人)から構成。「中野の里づくり委員会」が活動している。
- ・市では、平成16年の合併時に、市民と行政による協働のまちづくりを基本方針に掲げ、おおむね小学校区域を圏域として、地域の課題を地域自ら解決するための地域自主組織の設立を進めてきた。市の担当部局と地域自主組織で課題を話し合う円卓会議を開催するなどしている。

### 【活動内容】

- ・旧公民館を活動拠点にデイサービス利用者の昼食作りや体育大会、収穫感謝祭等の行事を開催。
- ・平成22年にJA店舗が撤退し、買物が不便になったこと受け、女性らが中心となり、空店舗を活用して23年6月に直産市「笑んがわ市」をオープン。毎週木曜日に開催し、地域の貴重な買物場所になっているほか、高齢者の交流の機会にもなっている。



## みよし し あおが 広島県三次市青河地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・13の集落(人口約480人)から構成。市では、平成16年の合併以降、住民自治を中心としたまちづくりを進めており、青河地区では、「青河自治振興会」が活動している。

### 【活動内容】

- ・青河自治振興会では、ホタル生息地の保全活動や、伝統的なしめ縄づくりの継承活動のほか、高齢者等の車両輸送、農作物の販売(よりんさい屋)の運営等を行う。
- ・青河小学校の廃校を防ごうと、Uターン者や住民有志が中心となり、子育て世帯向けの住宅整備と賃貸を行う「有限会社ブルーリバー」を平成14年6月に設立。青河小学校に子どもを通学させることを入居条件とし、青河自治振興会と協力しながら転入者の受入れを進める。この事業きっかけとなり、これまでに15家族67人が青河地区の住民となった。



## しまんとし おおみや 高知県四万十市大宮地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧市町村小学校区・大字単位で、3集落(289人)から構成。
- ・平成18年に地域住民が設立した「(株)大宮産業」を中心に、撤退したJAの生活店舗の維持等を行ってきた。
- ・さらなる高齢化、人口減少等の状況が見込まれる中、大宮地区の総合的な課題に取り組むため、平成25年に「大宮地域振興協議会」(3集落の住民及び(株)大宮産業等で構成)を設立(高知県が進める集落活動センターの運営主体となっている)。

### 【活動内容】

- ・(株)大宮産業では、生活用品や農業資材、ガソリン等燃料の販売、食料品等の宅配を行うほか、大宮地域振興協議会とも協力しつつ、地元米を大宮米としてブランド化する取組等を行う。
- ・大宮地域振興協議会では、高齢者世帯や農地・墓地の草刈り、田植え体験等の交流行事の開催などを行う



## くろしおちょう ほくごう 高知県黒潮町北郷地区

### 【集落ネットワーク圏の概要】

- ・旧小学校区の3集落(人口約137人)から構成。
- ・平成21年から3集落の住民で地域活性化を目指す取組が始まり、同年、活動の中心となる「北郷地区協議会」が設立される。
- ・高知県の集落間の連携支援施策を活用し、旧北郷小学校校舎に集落活動センターと、あったかふれあいセンターが開設され、同協議会が社会福祉協議会などと連携しつつ活動を行う。

### 【活動内容】

- ・集落活動センターは集落支援員が中心となり、交流行事の開催や地場産品の販売等を行う。あったかふれあいセンターでは、主に生活支援サービスや健康づくり分野の活動を行う。
- ・センター内の入浴施設が1回200円で利用可能になっているほか、金曜日に1食450円で夕食を提供する取組も行っている。食事の提供者も高齢者であり、高齢者が地域で活躍し、交流する場となっている。





### Ⅲ. 各分野の施策の推進

#### 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

##### ④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成

###### <課題>

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。

###### 【具体的取組】

###### ◎「小さな拠点」の形成の推進

- ・ 平成28年10月現在、全国で722か所形成されている「小さな拠点」を1,000か所とすることを目指し、引き続き、既存施設等を活用して日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外を交通ネットワークで結ぶこと等により持続的な地域の形成を推進する。
- ・ 取組に当たっては、道の駅の活用や官民連携を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」を促進するよう、実態把握や要因分析のほか、移住者向けの支援体制の整備（相談窓口やお試し居住、住宅紹介等）等に向けた普及啓発を図る。

###### ◎地域運営組織の持続的な取組の支援

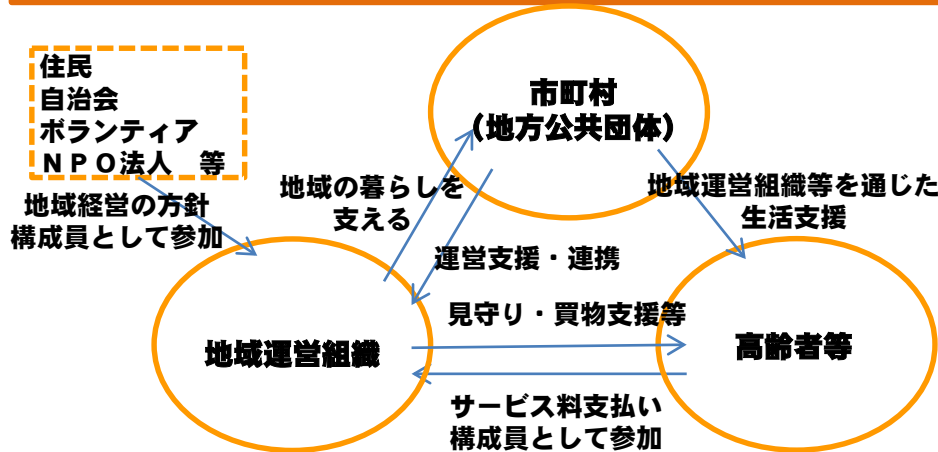
- ・ 3,000団体の形成を目指す地域運営組織については、平成28年度に3,071団体となったところであり、引き続き、地域運営組織の量的拡大・質的向上に向けて、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告（平成28年12月13日とりまとめ）を踏まえ、人材の育成・確保、資金の確保、事業実施のノウハウの取得等の促進を図る。
- ・ 地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、各種法人制度の理解や周知を進めるとともに、特に、有識者会議最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。
- ・ 地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に質する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。
- ・ 地方公共団体と連携し、「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げ地域運営組織の取組支援や人材育成支援のため、「小さな拠点」に関するポータルサイトの開設・活用や説明会・研修会等の充実による取組効果の見える化・優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくりを推進する。



# 地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。(全国には概ね小学校区を単位に3,071組織がある。)

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。



## 先発事例①(島根県雲南市)

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



## 先発事例②(大榎商店(鹿児島県大和村))

地域住民の出資により創設。100年以上継続。食料品等日用品に加えて、GSも経営。また、商店を拠点として、ボランティアグループ「大榎結の会」による惣菜販売等、高齢者生活支援を実施している。



## 地域運営組織等に関する調査研究

### (1) 地域運営組織に関する調査研究(H25～)

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究  
(座長:小田切徳美 明治大学農学部教授)

### (2) 地域の暮らしサポート実証事業(H29)

統計等に基づく分析及び地域一体となった課題解決の取組に関する実証事業  
(座長:飯盛義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授)

### (3) その他関連調査研究

- ・「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり(H26～H28)
- ・地域における生活支援サービス提供の調査研究(H26)

総務省ホームページ 地域づくり関連調査・統計資料

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html)

## 平成29年度における地方財政措置(市町村分)

### (1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

①運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税

②形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税

### (2) 高齢者等の暮らしを守る経費

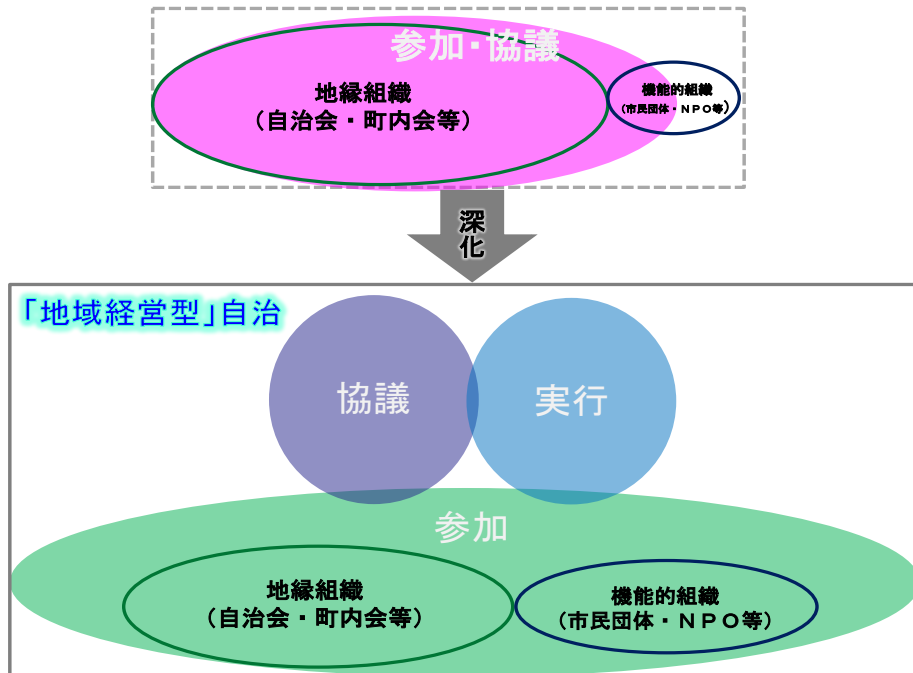
地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる(普通交付税)。

※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる

# 地域運営組織の背景と必要性

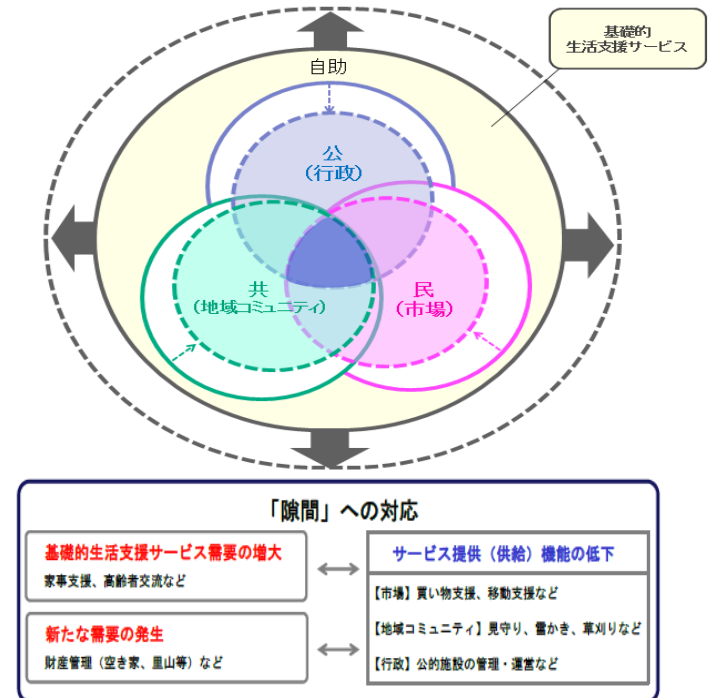
## 背景

- 全国的な加入率の低下等を背景に自治会・町内会が従来の役割を果たすことが困難になる中、様々な関係主体が「参加」し、地域の将来ビジョン等について「協議」し、地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められている。
- 「平成の大合併」を契機に多くの自治体において「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」が制定され、地域住民自ら地域課題の解決に取り組む活動が活発化し、地域運営組織による取り組みが全国各地で展開されるようになってきている。



## 必要性

- 高齢化による生活支援サービス需要の増加と急激な人口減少による市場、集落、行政のサービス提供機能の低下によって生じた「隙間」を埋め、地域で暮らし続けたいという希望を実現するために欠かせないサービス提供主体としての役割が期待されている。
- イノベーションの実践のフロンティアである地方において、「低密度居住地域」を支えるための新しい仕組みとして、また、地域に残る貴重な人材や地域外から入ってくる若者などの受け皿としての役割が求められている。



# 過疎地域等における集落対策のあり方についての提言（概要） ～多彩な豊かさに満ちた集落の暮らしを創り支えるために～

平成29年3月  
過疎問題懇談会

## 過疎地域等における集落の概況

- 過疎地域の集落は、一層の小規模化、高齢化。
- 2010年頃から「田園回帰」とも呼ぶべき潮流が過疎地域に生まれている（過疎地域の集落の4割、山間地や行き止まりにある集落にも約3割の転入者がある）。

## 集落ネットワーク圏及び集落支援員制度等の振り返り

### (1) 集落の課題を把握するために

- 集落の住民が集落の課題を自らの課題と捉え、市町村が十分な目配りをした上で施策を実施することが重要。

#### <課題>

- 集落の将来を考える上で重要な情報を市町村が十分に把握していないケースも多い（集落の転入者の有無等）。

### (2) 集落の暮らしを支えるために

- 集落の枠組みを越え、広域的に支え合う地域運営の仕組みを作る「集落ネットワーク圏」を形成し、集落課題に対応。
- 地域コミュニティを構成する様々な関係主体の参画により、「地域運営組織」を形成し、地域の将来像等について議論するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践。

#### <課題>

- 集落ネットワーク圏や地域運営組織の活動の担い手となる人材は不足。

### (3) 地域力を向上するために

- 社会資本整備に加え、地域活動や暮らしを支える仕組みづくりに対する支援が重要。
- 過疎債ソフト分は、量的拡大期から質的充実期へ。

集落対策の内容の深化

## これからの集落対策において大切な視点

### (1) 市町村の役割～地域の実情把握を行い、過疎地域の将来像を示す～

- ・市町村として、地域の実態把握を行い、集落対策の方針を示すことが必要。
- ・集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、支援員の活用方針等（役割、職務内容）を明確化し委嘱すること。また、報告手段等を定めておき、十分な連携を図ること。
- ・集落支援員が集まる場を設け、役割や課題の認識を共有することも望まれる。
- ・市町村は、把握した集落の課題への対応する施策の方向性を検討すること。
- ・過疎債ソフト分については、地域から流れ出ていきがちな「フロー型」事業ではなく、地域力の向上に繋がるような「ストック型」事業への活用が望まれる。

### (2) 集落支援員の役割～住民の当事者意識の顕在化～

- ・集落支援員は、行政と連携し、「集落点検」、集落の「話し合い」の促進を着実にを行い、その結果を行政と共有すること。
- ・地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材となるなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手となることも期待。
- ・移住者を地域に受け入れる仲介役になることも期待。

### (3) 都道府県の役割～地域を見つめ、現場と政策のコーディネート～

- ・国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートすること。
- ・先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供、県で集落支援員等の人材を集めた情報交換会の開催等、市町村の集落対策に係る活動支援をすること。
- ・市町村の広域連携の調整や外部人材・域学連携の仲介等による支援も有効。

### (4) 国の役割～省庁横断での実効的な過疎対策の検討～

- ・地域の実情に応じて活用できる支援メニューを用意し、好事例の横展開に努め、市町村さらには地域のために実践的な制度になるよう間断なく検討すること。
- ・人口減少社会における今後の実効的な過疎対策の方策について、過疎地域自立促進特別措置法の期限（平成33年3月）も見据え、関係省庁が連携の上、検討すること。